

# 令和2年 第6回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和2年 6月29日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第1会議室
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 7名

## 農業委員

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1番 大福 裕子  | 2番 幸妻 正浩 | 3番 森 清一  |
| 5番 宇治橋 俊美 | 6番 二宮 國光 | 7番 松崎 久範 |
- 会長 坂本 弘志

## 農地利用最適化推進委員

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1番 松井 正一郎 | 2番 永友 祥一 | 3番 山口 裕三 |
| 5番 永友 定己  | 6番 木浦 由子 | 7番 宮越 美秋 |
| 8番 橋口 卓史  |          |          |

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第5 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第31号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 事務局長補佐 小澤 宏之  
係長 兵藤 衣重 主査 佐野 由美

(開会13時59分)

[事務局]

はい。それでは皆さんこんにちは。

(あいさつの声)

皆さんお揃いのようにございますので、  
ただいまから、令和2年第6回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それ  
では、会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

それでは始めます。本日は、農業委員7名全員が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立してお  
ります。

農地利用最適化推進委員は、7名全員が出席です。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委  
員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議  
長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、7番松崎久範委員、2番幸妻正浩委員を指名い  
たします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名  
いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日6月29日の1  
日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。6月の業務報告及び7月の業務計画について御説明いた  
します。

資料の2ページをお開きください。主なもののみ、御説明いたします。

6月の業務報告についてでございます。

まず、県農業会議関係でございますが、2日に事業報告及び業務監査、10  
日に常設審議委員会及び理事会、26日に通常総会及び臨時理事会が開催され、  
いずれも坂本会長が出席しております。19日には全国農業新聞普及強調月間

の市町村巡回に坂本会長と大福委員が出席しております。

この場を借りて御報告をいたしますけども、全国農業会議所から高鍋町農業委員会が農業新聞の普及に貢献があった農業委員会として表彰をされておりますので、御報告をいたします。

総会関係でございますが、23日に現地調査を行い、本日29日が総会となっております。

また、本日の総会の後には、高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会総会及び高鍋町農業経営改善等対策会議が開催されますので、よろしく願いいたします。

続きまして、7月の業務計画についてでございます。

7日に西都児湯市町村農業委員会連絡協議会総会、20日には次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の任命書、委嘱状交付式並びに臨時総会及び全員協議会が行われます。

第7回総会関係でございますが、現地調査を21日に行ない、総会は30日に行うこととしております。

業務報告及び業務計画については、以上でございます。

3ページをお開きください。

県進達経過報告を申し上げます。

4条2件、5条3件、いずれも問題なく、6月9日付で許可となっております。

では、4ページをお開きください。

農地移動適正化あっせん事業取り下げ願いについてです。

1番 申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 田 2, 075 m<sup>2</sup> ほか1筆

平成27年第12回高鍋町農業委員会総会において、当時、永友清太委員及び大西準一委員があっせん委員に指名された売渡し申出につきまして、6月9日に取下げ願が提出されました。

理由につきましては、買受者が見つからず、今後、農地中間事業に貸借を計

画されているとのことでした。

[議長]

ただいまの報告並びに2ページから4ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

[事務局]

はい。5ページをお開きください。

議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 676㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は牛舎建設、堆肥舎建設、資材置場、通路及び回転場です。  
担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。2番。

[2番]

はい。説明いたします。この案件は、事務局から説明がありましたように、堆肥舎と牛舎と資材置場並びに回転場ということの案件でございます。

場所につきましては、〇〇線を、〇〇の方面に行きまして、〇〇というバス停がありますけども、その手前に、〇〇がございます。そこを左、西の方向に入って、約1,000m、1kmぐらい行ったところの山の裾に位置するところでございます。今回の案件は、8ページを開いてみてください。〇〇〇〇さんが、

今回堆肥舎を設置を検討されたところ、この8ページの図面にも載っておりますけれども、申請地真ん中、ここに堆肥舎の設置を検討したところ、牛舎が昭和50年ぐらいに、お父さんが何か建てられたみたいで、その折に、農地であるということが、今回発覚いたしまして、始末書が添付をされておりますが、追認です、これは。牛舎が1部、次の9ページの方に詳しく図面は出ております。牛舎、真ん中に牛舎とありますが、144㎡のうちの今回108㎡は追認ということでございまして、堆肥舎がその横にありまして、堆肥舎の前が回転場と、突き当たりが、資材等を置くところということで、それと進入路、隣の農地に入る進入路と、堆肥舎の設置ということで。雨水対策につきましては、この青線が入っておりますが、ここに排水が入ってます。そちらの方に流すということで、別に問題はなかろうと思います。この土地自体が、一ツ瀬土地改良区の範囲の中にありまして、一ツ瀬土地改良区の、意見書の添付されております。それと本人の確約書と堆肥舎設置につきましては、事業費〇〇〇〇ということで、預金通帳の写しも添付されております。以上です。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内の農地であります。転用目的が農業用施設に該当する「牛舎建設、堆肥舎建設、資材置場、通路及び回転場」であるため、転用許可対象となります。また、農業振興地域整備計画においても既に「農業用施設用地」に用途変更されております。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 1, 361㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、7番。

[7番]

はい。7番、説明をします。申請地は、〇〇線を〇〇に向け、北東に向かうと高速のガードを過ぎて、1kmほど行くと、〇〇があります。その100mくらい先の右側にあたります。

現在は、雑木が生えていまして、傾斜もきついような気がしました。

〇〇〇〇さんはここに、太陽光パネルを設置されるということで、工事費は、〇〇〇〇でこれは全部〇〇〇〇からの貸与ということです。雨水については、自然浸透による排水、また、この畑の付近を、一ツ瀬川土地改良区所管のパイプラインが通っているため、工事着工前に改良区との協議を行うということで、聞いてます。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は、過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号5、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。13ページをお開きください。

議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 265㎡ ほか1筆

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅です。

担当の二宮委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。16ページを見てください。縦長にして見ていただくと、申請地は、〇〇の近くの〇〇の裏手になるところです。ここに個人住宅を建てるという申請です。

被害防除の方法ですが、雑排水は公共下水道があります。雨水は建設する排水路に流すという計画になっております。

事業費は、土地購入費が〇〇〇〇円、建築費が〇〇〇〇円で締めて〇〇〇〇円の全額を借り入れるという計画になっております。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住宅専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であるから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 1, 242㎡ ほか1筆

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、宅地分譲です。

担当の二宮委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。6番。

[6番]

6番。20ページを見てください。この略図を縦にしてみると、中央部分に



申請地があります。この申請地のほぼ真上の、表示が切れた部分に〇〇がありますので、〇〇のほぼ真裏側が申請地ということです。この申請地は宅地と道路と水路等に囲まれております。ここに5区画の分譲宅地を造成するために、申請をしているものです。生活排水については、公共下水道がありますし、雨水は、隣接する水路に流すという計画です。事業費は土地購入費が〇〇〇〇円です。造成費が〇〇〇〇円で、この合計額と若干の差はありますが、〇〇〇〇円を金融機関から借りてという計画です。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住宅専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であるから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

3番の1の案件と3番の2の案件につきましては、同一の転用計画に基づく許可申請ですので、事務局より一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番の1 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 1, 177㎡  
所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

3番の2 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 946㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。7番。

[7番]

はい。7番、説明します。これは先ほど4条で出た〇〇〇〇さんの西側と東側にある土地なんですけど、場所と太陽光、同じ太陽光で、会社も一緒です。あと、土地は2面併せて、土地代が〇〇〇〇円、工事費と合計で〇〇〇〇円となっています。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地であることから第二種農地と判断されます。第二種農地は、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

3番の1の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

3番の2の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号6、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 2, 823㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の山口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。場所は、〇〇の〇〇〇〇さんところの前に豚舎がありまして、その裏です。何回か見に行ったことはみなさん御存知ですけども、立ち寄れないくらい草が生い茂って、畑の状態じゃなかったです。なんでここを〇〇〇〇さんがお買いになるのか私はよく分からないんですけども、全く耕してない状態、放置された状態なんです。こういう場合は、局長これどうするんですかね。何かこう、耕してくださいとか、きれいにしてくださいとかいうべきなんですか。

[議長]

はい。事務局。

[事務局]

はい。〇〇〇〇の話によると、ちゃんと畑に戻して、牧草を作るという話でございました。

[推進委員 3 番]

それは、いつ頃の話ですか。去年ですか。

[事務局]

いつ頃といたしますと。

[推進委員 3 番]

時期がそうです。木が生えてる感じになってるんですよね。

[事務局]

現地は確認しておりますけども。

[推進委員 3 番]

僕も確認しました。あのような状態でもいいということですかね。

[事務局]

〇〇〇〇でちゃんと畑として作るという話でしたので、もうそういう話で、他のものに使うという話じゃございませんので、農地にきちんと戻していただけるということでしたので。

[推進委員 3 番]

期限とかは付かないんですか。そのうち山林になってるとか、「山林は使えんわ。」とか言って宅地にしてしまうとか、牛舎とか豚舎とかになってしまう、なし崩しのにならないとは限らないですよ。木が生えてるので。

[事務局]

基本的には、豚舎を建設するのであれば、またこの場で、4条なり転用の許可が必要になりますので、今の段階では、もう農地として使うということでしたので、事務局としてはそのように聞いております。

[推進委員3番]

その農地として使うっていうその、こちらが文言で言う、向こうが文言で受け答え、しかし、いかなるアクションを起こさない、行動を起こさないっていうそういうのはもうOKなんですか。

[事務局]

いかなる行動を起こさないっていうのはどういう…

[推進委員3番]

ということはだから、そのまま放置しとくと、畑にすると言いつつ、畑というのは耕して作物を植えて作物が育った状態で畑と言うんですよ。木が生えた状態は畑とは言わないです。

[事務局]

もちろん農業委員会としては、その畑として使うのであれば、ちゃんと申請した用途に使ってくれという指導はいたします。

[推進委員3番]

そういうのはその農業委員が行く形になるんですか。だれが行くんですか。

[事務局]

だれが行く？

[推進委員3番]

だから、そういうふうにやってくださいっていうのを言いに行くのはだれなんですか。

[事務局]

担当の農業委員さんなり、事務局でも話はして行きます。

[推進委員 3 番]

そう。

[事務局]

はい。

[推進委員 3 番]

それは期限とか付けないわけ？何月何日までにとか。

[事務局]

今の段階では、まだこれ所有権移転の議題に挙げた段階ですので、またその計画となるよう確認したうえで、それでもずっとあんな状態であるのであれば話に行かないといけないと考えます

[推進委員 3 番]

分かりました。それでここも、対価は、〇〇〇〇円です。ということです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 100㎡ ほか3筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友定己推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員5番。

[推進委員5番]

はい、5番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権の移転で有償移転です。〇〇〇〇さんは早期水稲及びハウス栽培をされておりますが、兼ねてから、ハウスを増築しようと考えておるところに〇〇〇〇さんからの話があつて急遽決まった事案であります。

申請地は〇〇の信号を東へ500mほど、〇〇方面へ行ったところでは

水田及びハウスですが、面積はハウスが1反ばかり、あと水田が1, 353㎡です。金額は、全部で〇〇〇〇ほどですが、水田が〇〇〇〇、ハウスが〇〇〇〇とのことでした。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 438㎡ ほか9筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇との新規の利用権貸借です。

申請地は、10号線の〇〇の〇〇がある、10号線を上がり、上がったところの左側に〇〇があります。すぐ横に\*\*\*\*ー\*から\*\*\*\*ー\*、\*\*\*\*ー\*があります。1番上の\*\*\*\*ー\*がその〇〇から道路を挟んで、まっすぐ来た道路沿いに北側にあります。残りの\*\*\*\*から下は、50mから60mほど北の方に行ったところにあります。その現状は、お茶が植えてあり、刈り取ってありました。最初に言ったところは、畑になっていまして、ロータリーがかかかれていましたので、きれいになっておりました。

〇〇〇〇さんは、大規模なお茶農家で、生産から販売まで手掛けています認定農業者であります。

期間は10年で、反当りの賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 6,056㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇



担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇との新規の利用権貸借です。申請地は、〇〇の建物を少し南側のすぐ裏側になります。

そこもお茶が植えてあり、刈り取られていました。

期間は 10 年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 4, 277 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい、7 番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規の利用権貸借です。申請地は、10 号線にある〇〇交差点を東の方に 200 m ほど行った道路沿いの左側に申請地がございます。現地は少し草もありましたけども、管理はされていると思います。〇〇〇〇さんは、お茶、千切り大根などを栽培される認定農業者でございます。期間は 10 年で、賃借料は、反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 6, 806㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友定己推進委員、宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規の利用権の設定です。〇〇〇〇さんは〇〇なんです、家族経営をされているんですが、申請地は、〇〇坂を上って、200mのところを右に行った茶園と400mぐらい行ったところの〇〇の手前の茶園の畑であります。期間は、7年の6月30日までで、金額は年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。推進委員7番。

[推進委員7番]

それでは、〇〇の〇〇\*\*\*\*と同じく\*\*\*\*-\*を説明いたします。

申請地は、〇〇から東の方へ200mほど行くと、県道と交わる交差点があります。すぐその左角が申請地になります。

現状はお茶が植えてあって、刈り取ってありました。以上です。

[議長]

はい。5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 200㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友定己推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規の利用権の設定です。〇〇〇〇さんは、〇〇なのですが、白菜、キャベツが主体で、大変広く作付を行っておられます。

申請地は、〇〇坂を上りまして、200mくらい行って右側に300m行ったところの畑であります。現在は、まだ里芋が収穫されておりませんでした。

反別は4, 180㎡で、期間は10年、これは金額は、無償とのことです。なんで無償かと言いますと、ちょっと親戚で、無償でされているとのことです。

[議長]

はい。6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 6,419㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友定己推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子で新規の利用権の設定です。〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜が主体の農家です。

申請地は、〇〇の畑の〇〇の手前 3 0 0 m のところの 6, 4 1 9 m<sup>2</sup>です。期間は 1 0 年で、年間〇〇〇〇円とのことです。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 9, 8 7 3 m<sup>2</sup> ほかに 3 筆  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇  
担当の永友定己推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄弟で、新規の利用権の設定で、申請地は、〇〇坂を上ってすぐ右へ 3 0 0 m 行ったところの 1.5ha ほどの畑と、まっすぐ行ったところの〇〇が建ったところを左へ 2 5 0 m 行ったところの 4, 1 8 4 m<sup>2</sup>です。

期間は 1 0 年で、年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 1, 078㎡ ほか3筆  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇  
担当の橋口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員8番。

[推進委員8番]

はい、8番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは、認定農業者であり、お茶を栽培されています。

申請地は、〇〇線を北進して行くと、右側に〇〇の〇〇があり、更に真っ直ぐ行くと、高速道路の下をくぐって、右側に〇〇があり、100m先ぐらいから道路が狭くなっているところの上に案内板の看板があり、そこを右に曲がり、上った先の左側に申請地があります。現地を確認したところ、4筆すべて茶園になっていました。資料を見てみますと、地番\*\*\*\*番\*のA、面積が、3,221㎡ありまして、そのうちの1,078㎡が茶園になります。その下の、\*\*\*\*番\*Aの畑、3,310のうち1,108㎡が茶園になります。残りの畑は、甘藷が栽培されていて、違う人が申請される予定です。

期間は10年で、賃借料は、10a当り、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 5, 141㎡  
利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○  
担当の松井推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番説明します。○○○○さんと○○○○さんとの利用権設定の新規案件です。申請地は、○○線を上がりまして、町境を左折、○○の○○が見えてきますが、その道路前の茶園の 1 画になります。現況は茶が植わっております。

期間は 5 年、金額は○○○○円です。以上です。

[議長]

10 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、10 番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番

畑 3, 664 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の松井推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい、1 番説明します。○○○○さんと○○○○さんとの利用権設定の新規案件です。申請地は、通称○○坂と呼ばれる、○○へ向かう坂を上りきって、すぐの交差点、四つ角を右折しますと 100m ほどして見えてきます。そこに今現在、茶が植わっております。

期間は5年、反当り〇〇〇〇円の賃料です。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 522㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の松井推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権設定の新規案件です。申請地は、〇〇線を上りきってすぐ左折しますと、〇〇を販売する〇〇のハウスが見えて参りますが、その斜め前の畑です。現況は、雑草が生い茂り全く手が入ってない状況でした。

期間は10年、賃料は反当〇〇〇〇円以上です。

[議長]

はい。12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 8, 052㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の松井推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員1番。

[推進委員1番]

はい、1番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権設定の新規案件です。申請地は先ほど説明しました。〇〇の前に広がっております茶園の中の1画になります。面積は、8,052㎡、現況は当然茶園になっておりまして、期間は5年、賃料は年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 2,178㎡ ほか8筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

3番説明いたします。これは利用権貸借になります。現況はお茶があつて、期間は5年、反当〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。



[事務局]

はい、14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 232㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

3番説明いたします。利用権、これも利用権貸借です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが茶畑をやっておられます。賃借料これは無料です。貸借は5年となっております。以上です。

[議長]

はい。15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 3, 299㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

3番説明します。これも利用権貸借です。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから借り受ける形となっておりますので、これに関しては、賃借料は5年間で合計

〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 2, 198㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい、3番説明いたします。場所は、〇〇線の〇〇方面からだと右側の茶畑です。これは〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借です。5年間で〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。ちょっとしばらく休憩します。

(暫時休憩)

[議長]

はい。始めます。山口さん、先ほど15番の説明なんですけども、使用貸借で賃貸借は発生してないと思うんですけども。15番です。

[推進委員3番]

待ってください。

はい、無料です。失礼しました。

[議長]

そういうふうには。

[推進委員 3 番]

はい。

[議長]

続きまして、17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 1, 145㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3番説明いたします。場所は、〇〇の〇〇の裏です。ここは、きれいに耕されておりました。何も植えておられないみたいでした。以上です。賃借料は一応無料ということです。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 294 m<sup>2</sup> ほか1筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の山口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい、3番説明いたします。ここも○○の裏手に当たるところです。ここにはなすびが植えられておりました。賃借料に関してはここも無料ということですよ。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。19番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*

畑 1, 638 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の木浦推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。説明します。場所は、○○の○○の作業場の北側になります。きれいにロータリーがしてありました。昨年から作付けをされていたそうですが、今回農業委員会を通しての利用権設定を結ばれるそうです。賃借料は○○○○円ということですよ。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2 番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3 番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4 番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5 番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

6 番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

7番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

8番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

9番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

10番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

11番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

12番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

13番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

14番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

15番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

16番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

17番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

18番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

19番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号7、議案第31号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

#### [事務局]

はい。非農地判断につきましては、農地法改正により、農地パトロールの結果、再生利用が困難な農地について農業委員会総会で農地に該当しない旨の判断を行うことができるようになりました。

今回、坂本会長と宮越推進委員の担当地区6地区におきまして、6月9日に現地調査を実施して、非農地と判断いただきました52筆、15,841㎡を

議案に挙げております。

場所は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇となります。議案は39ページからとなりますが、航空写真を44ページから48ページまでつけております。赤くなっている部分が非農地判断の対象となるところですが、見にくいところもあります。簡単に場所を説明したいと思いますが、議案や航空写真のページが前後するところもありますけど、御了承いただきたいと思います。

まず1番最後の48ページになりますけれど、こちらが〇〇になります。1番左の上の辺りその左側の部分が〇〇川になります。ここを起点に見ていただくと分かりやすいのではないかと考えております。議案にあります39ページ、40ページの1番から17番がこのページに該当いたします。

次に行かせていただきます。45ページになります。こちらが、議案に挙がっている18番から24番になりますけど、左下の赤い部分こちらが〇〇になります。道が見えると思いますが、〇〇、〇〇とか〇〇から直進した辺りになります。

続いてその下辺りに赤い部分があると思いますが、こちらが〇〇になります。議案では42ページの45番から47番になりますが、〇〇の牛舎の斜め前辺りになります。

続いて44ページになりますけれども、こちらが〇〇になります。議案は42ページと43ページの41番から44番と48番から50番になりますけど、〇〇の南側の谷になります。

46ページを説明します。こちらが〇〇になります。左下の部分ですけど、〇〇橋を直進いたしまして〇〇の工場ができてますが、進んで、左側にできてますが、そこを過ぎて、左に入った工事中の道路がありますけど、その付近になります。

47ページが〇〇になりますけど、左上のオレンジ色の見えるところが現在の〇〇になるところで、その右の部分に赤い、見にくいかもしれませんが、後ろの部分と右下の白い部分の左側に三角の赤いところがありますけど、こちらが非農地の対象部分になります。

判定の基準といたしましては、対象地が森林の様相を呈しているなど、農地復元するために物質的な条件整備が著しく困難な場合、またはそれ以外であって、その土地の周囲から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用



することができないと見込まれる場合としております。

当面は、農業振興地域の農用外、白地と呼ばれる区域を対象に非農地判断を進めていきたいと考えております。

最後に非農地判断をいただいた後は、対象者の所有者に対して非農地通知書を送付いたします。所有者はこの通知により、法務局で地目変更手続きが可能となります。

また、関係機関である法務局、役場税務課に対しまして、非農地一覧表を送付いたします。その後に事務局で農地台帳を整理しまして、今後は非農地として取り扱うことにより、農地法の規制の対象外になります。

早口になりましたが、以上で説明を終わります。

#### [議長]

はい。ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和2年第6回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

どうも御苦勞様でした。

#### [事務局]

総会を終わらせていただいたところでございますけども、議案に2件ほど漏れがございまして、もしよろしければ、その2件の御審議をお願いしたいと思うんですけども、農地中間管理事業で計画をしております、今回の総会で議決をいただかないと、また最初からやり直さないといけないという状況にございますので、もしよろしければその2件の審議をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(はい。)

ありがとうございます。

そしたらすみません。今からその2件の議案を配らせていただきます。

[議長]

それでは、大変申し訳ございません。ちょっと利用権設定が2件ほど漏れておりましたので、大変申し訳ないですけれども、引き続きということになりますけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、20番の案件と21番が漏れておりましたので、20番の案件について事務局の説明をお願ひします。

[事務局]

はい。20番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 230㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の木浦推進委員より御説明をお願ひします。

[議長]

木浦推進委員お願ひします。

[推進委員6番]

はい、6番説明します。〇〇〇〇さんのお父さんが亡くなられて、名義変更がやっとできたので、利用権設定ができることになりました。幸妻さんのお骨折りでできた設定なんですけど、〇〇〇〇さんが公社に貸してらっしゃったので、公社から新富の〇〇〇〇さんが借りられるようになりました。認定農家の方で息子さんも一緒に酪農経営をされてますので、よろしくお願ひします。

[議長]

続きまして、21番の案件について、お願ひします。

[事務局]

はい。21番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 3,937㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
担当の松井推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。説明します。強化法による利用権設定がありましたが、期間満了によりまして、このたび農地中間管理事業を通した利用権貸借をしたいという案件です。〇〇〇〇さんから社団法人農業振興公社への利用権貸借の案件です。場所は〇〇に1筆、〇〇に2筆、どちらも〇〇が剥いだ状態に現況なっております。期間は5年、賃料は〇〇〇〇円です、反当。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

[3番]

だれが借りるんですか。

[議長]

推進委員1番

[推進委員1番]

借主は〇〇〇〇さんになります。

[議長]

はい、分かりました。

その他、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

まず、20番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、21番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上ですべてが終わりました。どうもありがとうございました。

(閉会 15時08分)